



平成 28 年 3 月 11 日

各 位

社名 パ ス 株 式 会 社  
代表者の役職氏名 代表取締役 CEO 柴田 励司  
(コード番号：3840 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員管理本部長 時田 匡二郎  
電話番号 03-6823-6011 (代)

### 第三者割当による第9回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 11 日開催の取締役会において、当社の事業戦略である通信販売事業及びメディア事業の強化、並びに両事業を融合させたコミュニティサービス事業の推進を目的に第三者割当により第9回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本日「第8回新株予約権の取得及び消却のお知らせ」にて、当社は、Oakキャピタル株式会社より、未行使の第8回新株予約権 18,152 個については、平成 28 年 3 月 14 日、発行価額である 174 円と同額により買い取るとともに、消却する旨も公表しております。

#### ■第三者割当による第9回新株予約権の募集

##### 1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 28 年 3 月 28 日
(2) 新株予約権の総数	111,941 個
(3) 発行価額	総額 9,514,985 円（本新株予約権 1 個当たり 85 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	11,194,100 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 資金調達の内訳	1,509,524,385 円（差引手取概算額 1,502,024,385 円） （内訳） 新株予約権発行分 9,514,985 円 新株予約権行使分 1,500,009,400 円
(6) 行使価額	1 株当たり 134 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方式により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てます。
(8) その他	① Oakキャピタル株式会社との総数引受契約においてロックアップ条項及び先買権条項（下記(注) iii 参照）が規定されております。 ② 本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき 85 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本

	<p>新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>③ 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- i 本新株予約権は、発行当初から行使価額は134円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から11,194,100株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ii 本新株予約権には、(別紙)発行要項「14. 新株予約権の譲渡制限」に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- iii 当社は、有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社との間で以下の内容を含む総数引受契約を締結いたします。

(ロックアップ)

Oakキャピタル株式会社との間で締結予定の総数引受契約の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券(※)の交付を含む。)またはこれに関する公表を行わない。

- i 払込期日から6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間
- ii 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日またはOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間  
ただし、当該iiの期間においては、本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等またはこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

- i 当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。
- ii 当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

※「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利または義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権または強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権または取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行されまたは今後発行される新株予約権の行使に応じて発行または交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既

に発行された有価証券の行使に基づき発行または交付されるものを除く。

#### (先買権)

##### ① 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権または新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行または交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。ただし、Oakキャピタル株式会社が保有する新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- i 当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。
- ii Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- iii 当社は、本項ii号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- iv 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

##### ② 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- i スtock・オプション目的により、当社の役職員またはコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、または普通株式の発行または交付(上記Stock・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、かつ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき。
- ii 開示書類に記載された既発行の第4回新株予約権及び第7回新株予約権の行使の場合において、当該行使または転換が開示書類に記載された条件から変更または修正されずに、当該条件に従って行われるとき。
- iii 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき。

##### ③ 違反時の手続

当社が上記「①新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行または交付しなければならない。

本記載事項はOakキャピタル株式会社との間で平成28年3月28日締結予定の総数引受契約書の規定であります。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は平成27年6月12日に発行された第8回新株予約権の行使により調達しました約10億円を化粧品の通信販売事業を営む株式会社マードゥレクス及び株式会社ジヴェアスタジオの株式のそれぞれ51%を取得いたしました。当社はこれにより両社を合わせた売上高30億円規模の通信販売事業への参入を果たしました。

当社は当該通信販売事業への参入後に、平成26年12月、買収した株式会社giftが展開するメディア事業と融合させる「コミュニティサービス事業」を新規事業として当社の成長戦略の中核として開始しました。

当社は第8回新株予約権の発行による調達予定額15億円のうち、約10億円は行使により調達され、残る未行使分約5億円でコミュニティサービス事業の展開に拠出する予定としておりましたが、世界同時株安に伴う国内株式市場の低迷により当社株価も第8回新株予約権の行使価額を大幅に下回る結果となり、当該未行使分約5億円については行使がなされておられません。

当社としましては成長戦略の中核的な位置づけとなるコミュニティサービス事業への積極投資を継続するため、第8回新株予約権の買い取り・消却を実施することとし、コミュニティサービス事業への投資を拡大させるべく新たに本新株予約権15億円を発行してコミュニティサービス事業への投資額も増額することといたしました。

#### (1) 当社グループの成長戦略及び事業戦略

当社グループの成長戦略及び事業戦略は、前述の通り、昨年買収した売上高30億円規模の通信販売の更なる事業拡大を目的として、メディア事業と通信販売事業を融合させた新分野として「コミュニティ型マーケット」の確立と成長拡大を図り、その新分野の拡大に伴い、既存の旅行事業との間で子会社である株式会社パス・トラベルへの送客や新たな企画旅行の実施といったシナジーを創出することによって、事業全体の成長と収益を生み出していくことです。また、「コミュニティ型マーケット」の確立を推進するにあたり、当社メディア事業の子会社である株式会社giftが展開しているWEBサイト「Project DRESS」、リアルのコミュニティからなる会員基盤「DRESS部活」及び同社の通信販売機能である「DRESS Market」（旧「DRESS CLOSET」）を重要な機能として捉えており、それらの規模拡大、発展を促進してまいりました。具体的には平成27年9月に「Project DRESS」のリニューアルを実施し、「DRESS部活」につきましては平成28年2月現在、約30部活26,000人が活動し、その拠点は関西、名古屋、札幌、新潟、静岡、福岡など地方にも拡大するなど順調に拡大を続けております。

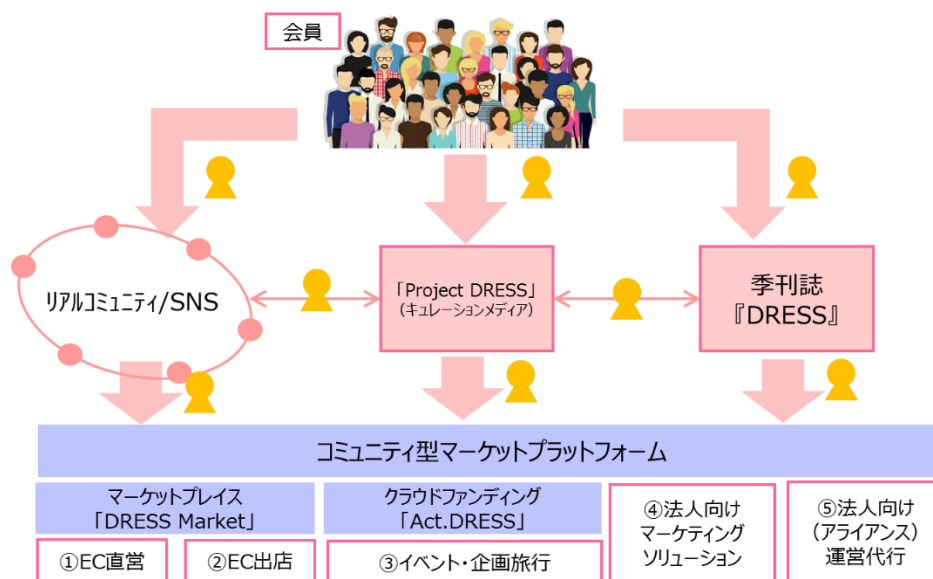
更に本年2月には、「DRESS部活」における部員のコミュニティ活動やイベント開催時における会費等徴収のシステムインフラ、部員による新商品の開発、さらには部員の自立・企業支援を行うクラウドファンディングポータルサイト「Act. DRESS」の提供を開始し、また本年3月中旬には、「Project DRESS」の会員や「DRESS部活」におけるリアルのコミュニティ（部員）の趣味・趣向が色濃く反映された商品が集まったオンラインショッピングモール「DRESS Market」（旧「DRESS CLOSET」）の提供を開始いたします。

当社グループがこれまで実行してきた各種施策により、当社の成長戦略を推進するための基盤が整いつつあり、今後これらの基盤を活用して「コミュニティ型マーケット」の成長拡大を図っていくためには、「コミュニティ型マーケット」から収益を生み出す源泉となる会員基盤の飛躍的な拡大、通信販売事業において株式会社マードウレクス及び株式会社ジヴァスタジオが展開する美容・健康関連商品の販売力強化、旅行事業においては「コミュニティ型マーケット」と親和性の高い企画旅行への参入、さらには当社が確立する「コミュニティ型マーケット」の仕組みを国内・国外問わず横展開させていくための取り組みが不可欠と考えております。

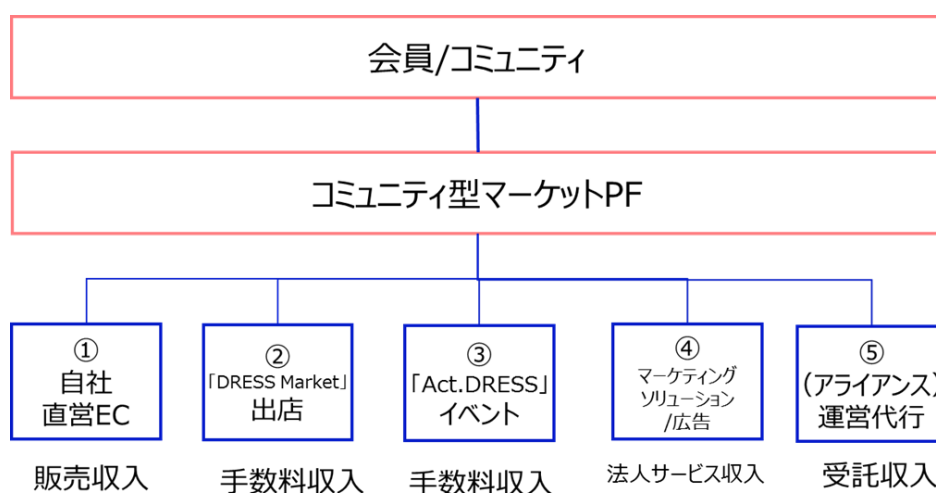
「コミュニティ型マーケット」から生み出される収益は、主に、従前からのオンラインショッピングモール（「DRESS Market」（旧「DRESS CLOSET」））における自社商品やサービスの販売収入（下表①）、「DRESS Market」における出店者からの手数料収入（同②）、クラウドファンディングポータルサイト（「Act. DRESS」）におけるイベント及び企画旅行の手数料収入（同③）に加えて、来年度より新たに外販部署を社内にて設け、広告主向けマーケティングソリューション（顧客商品・サービスのプロモーション支援やコミュニティ化支援など）（同④）や、提携先媒体企業向けマーケティングソリューションの営業代行やコミュニティイベントの運営代行業務を請け負うことによる受託収入（同⑤）といったサービスを展開してまいります。

これらの収益はコミュニティへの参加者数に依存しています。したがって、「コミュニティ型マーケット」における収益を拡大するためには、会員基盤の拡大が最も重要な施策となります。現状、当社グループが展開する「Project DRESS」、「DRESS 部活」、「DRESS Market」（旧「DRESS CLOSET」）等からなる会員数は2.6万人ですが、これを平成29年3月期末までに5万人にまで拡大し、併せて「Project DRESS」と親和性の高いメディアを外部から獲得することにより、同期末までに合計30万人の会員基盤を構築することを計画しており、これらを達成するために、業務提携や資本提携等のアライアンスも検討しております。

【コミュニティサービス事業の全体像】



【コミュニティサービス事業の収益モデル】



(2) 今後の更なる成長資金の必要性

本新株予約権の発行により調達する資金を活用して、以下のとおりの3つの成長戦略及び事業戦略を実施してまいります。

【旅行事業における収益の拡大】

旅行事業は現在のところ、第3種旅行業登録により、主に法人や大学向けの手配旅行（業務渡航）を中心とした展開しております。旅行事業セグメントは今期より黒字化を達成しているとしているものの、海外商用・視察渡航などの需要動向は低迷しているため、今後の成長拡大に向けて

は、既存の固定顧客（法人・大学等約 120 社）や「コミュニティ型マーケット」から創出される旅行需要を積極的に取り込むため、第 1 種旅行業登録を行い、国内・海外の企画旅行等の取り扱いを開始する予定です。

これに伴い登録をするための旅行業法の規定による財産的基準を満たす必要があるため、調達した資金により子会社であるパス・トラベル株式会社への 70 百万円の増資を検討しております。また、第 1 種旅行業登録の完了（2016 年 6 月末を目途に完了予定）後、企画旅行商品の開発及び販売による収益拡大のための人員確保、及びその運営費用のために充当いたします。

#### 【通信販売事業における収益の拡大】

通信販売事業の収益は、効果的なプロモーション施策との相関が高いため、積極的な広告宣伝活動を行っていくとともに、認知を高める取り組みが必要となります。また、「エクスポーテ Ex:beaute」ブランド化粧品に関しては、「ブランドの世界観」を体感していただき、実際に「触れて」「試して」「実感」していただくことが、ブランド力の向上及び新規顧客の獲得につながる有効なアプローチとなるため、当社オフィスの一部をショールーム化し、以下の施策を実行する予定です。

- ・ 「エクスポーテ Ex:beaute」ブランド化粧品の展示、試用コーナーの設置
- ・ メイク講習会等のイベント実施
- ・ プレス向け新製品発表会の実施
- ・ 広告宣伝用スチール写真・ムービーの作成と機動的な情報発信

また、DMセグメントにおける紙媒体からの既存顧客は維持しつつ、更なる成長が見込まれるWEBでの販売強化に軸足をシフトし、リマーケティング手法等によるリスティング広告の強化により新規顧客を獲得してまいります。そのため、WEBサイトの改修、システム構築及びCRM強化費用として 50 百万円を充当いたします。

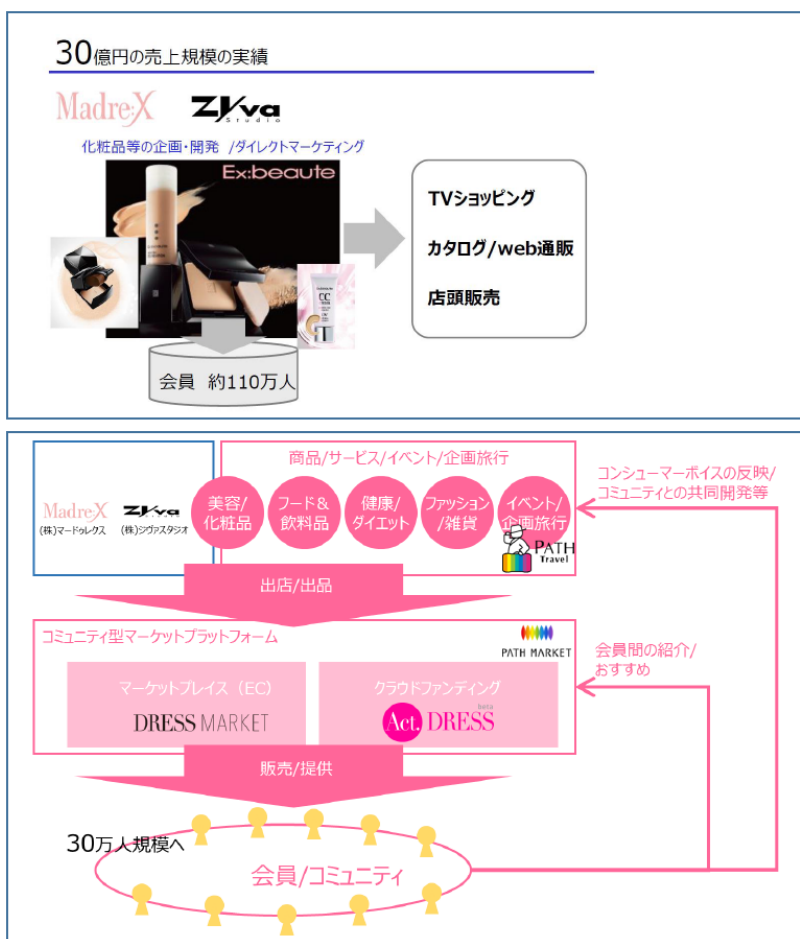
更に、既にDM・TV通信販売・店頭販売と 3 つの販路を有しておりますが、昨今の中国をはじめとする東南アジア諸国からのインバウンド外国人旅行者による購買の高まりにも着目し、当該インバウンド消費から新しい販路として海外のチャネル開拓を図るため、日本企業の海外現地法人若しくは日本の商品を扱っている現地企業との取引の開始を検討し、インバウンド消費に起因する現地での販売機会の拡大を追求してまいります。そのための現地における広告・販促費用及び物流費用資金として 100 百万円を充当いたします。

#### 【今後の当社の中核事業となるコミュニティサービス事業の更なる基盤拡大】

当該中核事業の基盤拡大のための施策として、複数の海外拠点を子会社に持ち、アウトバウンド及びインバウンドの両面における旅行者及びビジネス渡航者向けにサービスを提供している企業への資本参加及び買収等を検討しており、訪日旅行者との接点を活用して、訪日旅行者・ビジネス渡航者の会員基盤を海外で構築し、BtoC（個人顧客向け事業）、BtoB（法人顧客向け事業）の両面でサービスの展開を図り、使途として 582 百万円を充当いたします。

また、3 月中に設立予定の新会社へ増資する形式で中国における EC モール（インターネット上の仮想商店街）の構築・運営を計画している企業との合弁会社を設立する予定であり、『DRESS』で培った「DRESS Market」及び「Act. DRESS」のようなコミュニティモデル（組成・運営・活性化）の中国での EC モールへのサービスを提供し、また、情報としてあるコンテンツを当該モールに向け外販していくため、50 百万円を充当いたします。

【既存事業の拡大及びコミュニティサービス事業の展開イメージ】



収益基盤の強化



コミュニティサービス事業の  
成長加速

以上を踏まえ、未行使の第8回新株予約権（18,152個。行使価額286円。総額は519百万円）につきましては、現状の当社の株価水準等を総合的に勘案し割当先であるOakキャピタル株式会社と協議を行った結果、双方合意の上で、割当先であるOakキャピタル株式会社より買取・消却すると同時に、本新株予約権の発行により上記の成長戦略及び事業戦略へ向けた成長投資を実施することといたしました。

(3) 資金調達の方法として第三者割当による本新株予約権の発行を選択した理由

上記「(2) 今後の更なる成長資金の必要性」に記載した内容を進めるに当たり、既存株主への影響を抑えながら機動的な資金調達ができる方法を検討してまいりました。様々な調達方法がある中、それぞれのメリット・デメリットを勘案した結果、当該事業戦略と計画の進展に合わせてOakキャピタル株式会社から新株予約権の行使がなされる旨を口頭にて了承を得ていること、新株予約権の発行は、新株式発行に比して急激な希薄化を抑制できること等を鑑み資金調達として本調達方法が最適な方法であると判断いたしました。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

① 金融機関からの借入

金融機関からの間接金融による資金調達に関しては、現状の当社の業績・財務内容及び継続企業の前提に関する注記の解消に至っていない現状を踏まえれば、極めて困難と考えられます。また、必要な調達資金全額を借入金によって賄った場合の返済や金利は、短期的なキャッシュ・フローを悪化させる恐れがあります。

② 第三者割当による新株発行

第三者割当による新株発行の場合は、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株あたりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性があります。

③ 公募増資の方法による新株式発行

公募増資に関しては、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

④ 私募社債の発行

引受先が見つまっている場合は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能である一方、金利負担が発生することに加え、引受先を見つけることが困難であると判断いたしました。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっていること。具体的には、上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は134円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から11,194,100株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数に変動することはないこと。
- ② 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、ファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や親会社となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること。
- ③ 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、これまで当社を含む複数の上場企業の株式や新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っており、割当先としての信頼感が高いこととともに、過去の当社の新株予約権の引受実績から見ても、当社株価が行使価額を大幅に下回らない限り、早期の行使が期待できること。
- ④ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、11,194,100株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ② 本新株予約権の行使請求期間である、平成28年3月28日から平成30年3月27日までの2年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること。

既存の株主の皆様には本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、本新株予約権の発行を通じた資金調達により、既存事業とのシナジー創出や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることであり、中長期的な観点から見れば、既存株主の株式価値向上につながるものと認識しております。

(4) 特定引受人との間の会社法244条の2第1項の契約の締結に関する監査役の意見

平成28年3月11日開催の当社取締役会において監査役3名（うち社外監査役2名）全員は、当社の事業内容や今後の事業計画等、資金使途に照らして資金需要が見込まれること、本新株予約権の発行条件は資金使途に照らして相当であって第三者機関の評価結果を踏まえて特に有利な条件で



の発行に該当していないこと、Oakキャピタル株式会社の投資実績、当社の事業モデル等に対する理解と当社との関係及びその保有方針に照らして同社は割当予定先として相当であること、その他法令上必要な手続が行われていることを踏まえて、会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当するOakキャピタル株式会社に対する本新株予約権の割当て及び同社との総数引受契約の締結は、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

以上の取締役会における検討及び監査役の見解内容を踏まえ、当社取締役会は本新株予約権の発行を決議いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	1,509,524,385円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達額 9,514,985円 本新株予約権の行使による調達額 1,500,009,400円
②	発行諸費用の概算額	7,500,000円
③	差引手取概算額	1,502,024,385円

※1 発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

※2 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権公正価値算定費用として2,500,000円、登記費用、司法書士報酬、弁護士報酬等のその他諸費用として5,000,000円を予定しております。

※3 調達する資金につきましては、本新株予約権が行使されない場合または本新株予約権を消却した場合には、調達金額が減少する可能性があります。その場合には、下記「(2)【手取金の使途】」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額	支出予定時期
i-1	WEBメディアへの投資・運転資金	200百万円	平成28年4月～平成29年3月
i-2	上記i-1に係る運転資金	100百万円	平成28年7月～平成29年3月
ii	旅行事業の第1種旅行業登録及び運営費用	70百万円	平成28年4月～平成28年6月
iii-1	通信販売事業のWEB強化、海外展開資金	150百万円	平成28年7月～平成29年3月
iii-2	通信販売事業の設備投資	100百万円	平成28年4月～平成28年6月
iv	コミュニティサービス事業(※2)の海外展開	632百万円	平成28年7月～平成29年3月
v	既存事業及びコミュニティサービス事業の運転資金	250百万円	平成28年4月～平成29年3月

※1 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。

※2 コミュニティサービス事業とは、『コミュニティ型マーケット』を実現するプラットフォームを提供・展開していく事業であります。また、『コミュニティ型マーケット』とは、「消費者が、自分が好きなモノを自分が帰属するコミュニティに紹介するマーケットプレイス及び特定のコミュニティに対して企業が自社の商品サービスを紹介できる仕組」のことであります。

※3 手取金の使途の優先順位は上記iからvまでの記載順となります。

※4 資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。

#### i. WEBメディアへの投資・運転資金

当社グループは、WEBメディア「Project DRESS」の運営に加え、その媒体を支持していただいて

いる会員とのコミュニケーションの場（イベントやコミュニティ活動など）を持っていること、及び会員間のコミュニティ活動の活性化に成功していることによって強みを創出していると考えております。また、『DRESS』が展開する「部活」で培ったコミュニティ活動に必要な、コミュニティ組成や集客、会員間の活動が活性するためのイベント等の実施、会員へのフォローアップ等の運営ノウハウを広く展開していくことで、新たな会員基盤の獲得と、活性化したコミュニティ活動の創出につなげることができると考えております。

また、当社グループが展開する『コミュニティ型マーケット』は、会員に対してプラットフォーム上で商品やサービス、イベントを提案し、会員間の紹介やおすすめを通じて会員が商品やサービスを購入する、あるいはイベントに参加することによってプラットフォームとして収益をあげていくモデルです。会員が増えることで商品やサービスの提案先が増えることに繋がり、また会員間の紹介やおすすめが活性化することに繋がるため、プラットフォームとしての収益増に繋がってまいります。

そこで、会員増加のスピードを加速させるため、『DRESS』のターゲットと親和性の高い会員や利用者を抱えるWEBメディアを有する企業への資本参加または買収、若しくはWEBメディア自体の譲り受けを検討しており、候補企業の選定を進めております。本新株予約権の発行及び行使による調達資金のうち200百万円を当該資本参加または買収に関わる資金に見込み、仮に資本参加及び買収が不成立となった場合は、業務提携等自力での会員基盤拡大のための投資に資金を充当する予定であります。また100百万円を当該企業の会員情報をデータベース化するための資金、媒体制作費用、広告宣伝費用などの運転資金として充当する予定であります。

#### ii. 旅行事業の第1種旅行業登録及び運営費用

第8回新株予約権の発行時に開示いたしました「第1種免許を取得している旅行事業者への資本参加及び買収」を継続して複数企業の検討をしてまいりました。しかしながら、当初想定しておりました企業規模や利益水準に合致しないとの判断から、上記の買収を断念し自力にて第1種旅行業の登録を目指すことといたしました。

これに伴い登録をするための旅行業法の規定による財産的基準を満たす必要があるため、調達した資金により子会社であるパス・トラベル株式会社への70百万円の増資を検討しております。また、第1種旅行業登録の完了（2016年6月末を目途に完了予定）後、企画旅行商品の開発及び販売による収益拡大のための人員確保、及びその運営費用のために充当いたします。

#### iii. 通信販売事業のWEBの強化、海外展開資金及び設備投資

昨年買収いたしました通信販売事業の中核を担う子会社である株式会社マードゥレクス及び株式会社ジヴァスタジオの成長拡大に向け、DMセグメントにおける紙媒体からの既存顧客は維持しつつ、更なる成長が見込まれるWEBでの販売強化に軸足をシフトし、リマーケティング手法等によるリスティング広告の強化により新規顧客獲得のため、WEBサイトの改修、システム構築及びCRM強化費用として50百万円、東南アジア諸国からのインバウンド外国人旅行者によるインバウンド消費から新しい販路としてインバウンド消費に起因する現地での販売機会の拡大を追求して海外のチャネル開拓を図るため、日本企業の海外現地法人若しくは日本の商品を扱っている現地企業との取引を開始し、現地における広告・販促及び物流のための資金として100百万円を充当いたします。

また、連結子会社である株式会社マードゥレクスで展開している「エクスポーテ Ex:beaute」化粧品ブランドのブランド力向上及び新規顧客開拓施策の一環として、当社オフィスの一部をショールーム化することに伴う設備投資として約10百万円、更に全国の店頭販売用什器について経年による劣化が著しいことから全台入れ替えを検討しており、それに伴う設備投資として約90百万円を見込んでおります。

#### iv. コミュニティサービス事業の海外展開

コミュニティサービス事業の更なる拡大のための施策として、複数の海外拠点を子会社に持ち、アウトバウンド及びインバウンドの両面における旅行者及びビジネス渡航者向けにサービスを提供している企業への資本参加及び買収等を検討しており、訪日旅行者との接点を活用して、訪日旅行者・ビ

ビジネス渡航者の会員基盤を海外で構築し、BtoC（個人顧客向け事業）、BtoB（法人顧客向け事業）の両面でサービスの展開を図り、使途として582百万円を買収資金として全額充當いたします。

また、3月中に設立予定の株式会社コミュニタスへ増資する形式で中国におけるECモール（インターネット上の仮想商店街）の構築・運営を計画している企業との合弁会社とする予定であり、その増資資金として50百万円を充當いたします。

#### v. 既存事業及びコミュニティサービス事業の運転資金

コンサルティング事業、決済代行業業、旅行事業、通信販売事業及びコミュニティサービス事業の運営に必要な1年分の運転資金として250百万円全額を充當する予定です。

なお、上記i及びivの資本参加及び買収等につきましては、平成28年末までに交渉を完了させる予定ですが、当社株式の株価の低迷などにより、本新株予約権の行使が当初計画とおりに進まない場合、資本参加及び買収等の完了が遅れる可能性があります。

また、現在検討している資本参加及び買収等が不成立となった場合は、M&AハウスやOakキャピタル株式会社が持つ幅広い企業ネットワークを活用するなどして同事業分野の別の候補先を探し、その資金として充當いたします。また、支出予定時期までに資本参加及び買収等が完了しなかった場合、または資本参加及び買収等を決定した場合は、その旨を速やかに開示いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3.（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充當していくことで、当社の既存事業の強化と成長戦略に基づく新たな事業展開を通じた収益機会の拡大を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の中長期的な業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）発行条件の算定根拠

本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正を期すために第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者：代表取締役社長 野口真人）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼いたしました。同社は発行会社及び割当予定先の行動に関してそれぞれから聴取した事項を踏まえて発行会社の行動（基本的に割当予定先の権利行使を待つが、株価終値が20取引日連続して行使価格の180%を上回った場合には、期限前取得条項を発動すること。）並びに割当予定先の権利行使行動（随時行使を行う。ただし、1度に行う権利行使数は、1回あたり600個（目的となる株式数は60,000株）とする。）及び株式売却動向（行使して得た株式は一定量（60,000株）ずつ売却し、全て売却した後、次の権利行使を行う。）について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成28年3月10日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート0.184%）、ボラティリティ（96.32%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（約302,000株/日））等について一定の前提を置いて、権利行使価額（平成28年3月10日の終値と同額である134円）、権利行使期間（平成28年3月28日から平成30年3月27日まで）その他の発行条件の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権1個の公正価値を85円（1株当たり0.85円）と算定いたしました。

当該算定は、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算

定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、当社取締役会は、この評価を妥当として、本新株予約権1個の発行価額を金85円といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年3月10日）の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値と同額の134円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、当該直前取引日までの1か月間の終値平均値118.95円に対して12.65%のプレミアム、当該直前取引日までの3か月間の終値平均値132.33円に対して1.26%のプレミアム、当該直前取引日までの6か月間の終値平均値165.34円に対して18.95%のディスカウントとなっております。

また、平成28年3月11日開催の当社取締役会において監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、かつ適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、発行価額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとする旨の意見も合わせて表明しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は11,194,100株（議決権の数は111,941個）であり、平成28年2月29日現在の当社の発行済株式総数17,045,900株（自己株式及び単元未満株式を除いた株式に係る議決権の数は平成27年9月30日現在の議決権数（164,857個）に、平成27年10月1日から平成28年2月29日までの間に、当社が平成27年6月12日に発行した第8回新株予約権の行使によりOakキャピタル株式会社が取得した当社株式にかかる議決権数（5,596個）を加えた合計170,453個）に対して65.67%（前記の議決権の総数に対する割合は65.67%）となることから大幅な希薄化につながるようになります。

しかしながら、本新株予約権の発行による資金調達につきましては、①資本参加や買収を含む投資・運転資金の調達を通じ、当社の既存事業とのシナジー創出による事業の強化と成長戦略に基づく新たな事業展開を通じた収益機会の拡大を実現していくことは、当社の企業価値の早期向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えております。また、②発行する株式の希薄化の規模から流通市場における当社株式の株価に一定の影響を与える可能性は否定できませんが、割当予定先であるOakキャピタル株式会社の当社株式の保有方針は、当社の株式価値の向上を目指した純投資であるものの、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していく旨の表明を頂いていることにより、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものであると考えられます。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	Oakキャピタル株式会社		
(2) 所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康		
(4) 事業内容	投資銀行業		
(5) 資本金	4,282百万円(平成27年12月31日現在)		
(6) 設立年月日	大正7年2月22日		
(7) 発行済株式数	53,675,037株(平成27年12月31日現在)		
(8) 決算期	3月末		
(9) 従業員数	20名(平成27年12月31日現在)		
(10) 主要取引先	該当なし		
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	山崎光博	3,274千株	6.10%
	エルエムアイ株式会社	2,248千株	4.19%
	株式会社SBI証券	2,050千株	3.82%
	日本証券金融株式会社	1,528千株	2.85%
	竹井博康	895千株	1.67%
	(平成27年9月30日現在)		
(13) 当事会社間の関係			
	資本関係	割当予定先は、当社普通株式及び第8回新株予約権を保有しております。(平成28年3月11日現在において、当社普通株式：6,224,400株、第8回新株予約権：18,152個(潜在株式数：1,815,200株))	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
連結純資産	1,269	4,192	6,932
連結総資産	1,785	4,380	7,579
1株当たり連結純資産(円)	52.20	90.39	142.19
連結売上高	1,538	4,167	8,315
連結営業利益	△329	570	2,122
連結経常利益	△342	564	1,862
連結当期純利益	△485	554	1,809
1株当たり連結当期純利益(円)	△21.13	12.91	38.20
1株当たり配当金(円)	—	—	5.00

(注) 平成27年3月期の数値は個別決算(非連結)数値。(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成28年1月頃より、次年度の事業計画を策定していく過程において、新たな成長投資を計画しており、これを実現するためには資金が必要であるところ、平成27年6月12日締結の第8回新株予約権引受契約書のファースト・リフューザル条項に基づき、平成28年2月より、Oakキャピタル株式会社に対し当社の資金調達について相談してまいりました。Oakキャピタル株式会社は、当社が平成26年3月27日付で発行した新株式及び第6回新株予約権並びに平成27年6月12日付で発行した第8回新株予約権の割当先であり、当社の主要株主である筆頭株主でもあるため、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等を深く理解しております。

そのうえで、同社から当社既存株主の利益へ十分に配慮しながら資金の調達ができる第三者割当による新株予約権の発行を通じた事業資金投資の提案を頂きました。当社は、資金調達に際して、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等の当社の状況を深く理解していただける割当予定先であることを重視しており、また既存株主の利益への配慮を充分に行いたいというニーズをもってまいりました。これらを勘案して検討を行った結果、最終的に本日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、新興市場に上場する企業並びに上場企業向けの第三者割当によるエクイティ・ファイナンス引受けを通して、これまで数多くの上場企業の資金調達を支援してきております。Oakキャピタル株式会社の投資スタイルは、発行会社が調達した資金が成長の為の資金として活かされていることを重視しており、発行会社の成長戦略や事業戦略を軌道に乗せることでその企業価値向上に成果を上げております。

## (3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権について、当社とOakキャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成28年2月に行った当社と同社との協議の中で、同社は、当社に対して、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、本新株予約権の行使の状況により一時的に50%以上の議決権割合を保有する可能性があるものの当社の経営に介入する意思や親会社となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

また、Oakキャピタル株式会社は、平成28年2月29日現在、当社株式6,224,400株（発行済株式総数に対する割合は36.52%）を保有しておりますが、同社は、上記のとおり、親会社となる意思がないことから、第9回新株予約権の行使による当社株式の取得とそれ以前に取得した当社株式の取得簿価を勘案しながら、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

なお、当社が平成27年6月12日に発行した第8回新株予約権の行使によりOakキャピタル株式会社が取得した当社株式の保有方針も純投資であり、当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、かかる保有方針に変更はない旨確認しております。

Oakキャピタル株式会社が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、同社の直近の保有資金から既に当社が決定している投資を実施しても、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を口頭で受けており、割当予定先の平成28年3月期第3四半期の四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表から、割当予定先が当該行使等に要する資金に対し現預金その他の流動資産を十分に保有していることを確認しております。

#### (5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

#### 7. 大株主及び持株比率（平成 27 年 9 月 30 日現在）

Oakキャピタル株式会社	34.36%
株式会社ジークス	3.92%
日本証券金融株式会社	3.02%
株式会社アトラス	0.91%
諸橋 康裕	0.75%
玉川 昌範	0.75%
佐藤 恭一	0.64%
小栗 健	0.60%
株式会社三面大黒	0.55%
武井 誠子	0.52%

(注) ① 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して算出しております。

② 大株主及び持株比率は、平成 27 年 9 月 30 日時点の株主名簿を基準として記載をしております。

③ 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

④ 割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や親会社となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の表明を受けております。このため、同社の本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定であり、特に本新株予約権の行使により取得する当社株式はより保有期間が短くなる可能性があるため、募集後の大株主及び持株比率は、記載はしていません。

#### 8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行により、希薄化率が 65.67%となり、かつ、Oakキャピタル株式会社が割り当てられた本新株予約権に係る割当議決権数を所有した場合に、その保有する議決権数は 174,185 個となり、会社法 244 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人となります。従って、本新株予約権の発行には、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」または「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、時間的な制約を伴う「株主総会の決議などによる株主の意思確認」による方法ではなく「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入

手」の方法を採用いたしました。そこで当社は、経営者から一定程度の独立した者として、社外取締役の高橋義昭、社外監査役の木寅雅之及び社外監査役の西澤滋史の3名（以下「社外役員」といいます。）から、本新株予約権の発行についてその必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

そして、当社は、平成28年3月11日付で、社外役員より、大要、以下の①から⑤までに掲げる理由により、第三者割当による本新株予約権の発行は、当社中核事業であるコミュニティサービス事業の推進及び既存事業とのシナジー創出並びに既存事業の収益体質改善及び事業拡大の実現、ひいては経営の安定及び当社の企業価値の早期向上につながることであり、中長期的な観点から見れば、既存株主の株式価値向上につながると判断されるため、必要性及び相当性が認められるものと考え、その旨の意見を書面により頂きました。

- ① 本件第三者割当により調達した資金の用途は、当社グループの成長戦略及び事業戦略の取り組みの実現に向けられるものであり、合理的であると判断されること（企業価値の向上につながる資金需要の存在が認められること）。
- ② 資金調達方法には様々な手法のある中において、本件第三者割当よりもより良い条件により資本性の資金調達を行うことは、現時点において難しいものと思料されること（他の資金調達方法との比較において本新株予約権を発行することの合理性が認められること）。
- ③ 本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数は平成28年2月29日現在の発行済株式総数に対し65.67%となり、大幅な希薄化につながることであり、しかしながら、本件第三者割当による資金調達を行うことで、既存事業とのシナジー創出や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることであり、中長期的な観点から見れば、既存株主の株式価値向上が期待されるから、本件第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断されること（発行数量及び希薄化規模の合理性）。
- ④ 当社が、本件必要資金を、時期を失しないよう早急・確実・機動的に確保するためには、これらの用途に十分な額の資金を、機動的かつ既存株主の利益に配慮した手段で確保することが必要であるところ、Oakキャピタル株式会社は、過去に当社の新株予約権の引受及び行使実績、当社筆頭株主として当社の事業モデル等に対する理解、純投資という保有方針や当社の経営に介入する意思がないこと等から、割当予定先としての合理性が認められること。
- ⑤ 本新株予約権1個あたりの払込金額は、行使価額の決定方法や本新株予約権の諸条件を考慮して算定された第三者評価機関における算定結果である（合理的な公正価格と考えられる）評価額と同額と決定されており、第238条第3項第2号に規定される「特に有利な金額」には該当せず、発行手続は適法であると判断されること。

## 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	116百万円	385百万円	616百万円
営業利益	△103百万円	△97百万円	△159百万円
経常利益	△96百万円	△122百万円	△175百万円
当期純利益	△103百万円	△150百万円	△150百万円
1株当たり当期純利益	△17.56円	△25.43円	△17.69円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	△11.48円	4.22円	32.54円



(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年3月11日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	17,045,900 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	2,572,200 株	15.09%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	一株	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	一株	—

（注）上記潜在株式数は第4回新株予約権（14,000株）、第7回新株予約権（743,000株）及び第8回新株予約権（1,815,200株）の合計の数値であります。なお、本日「第8回新株予約権の取得及び消却のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、Oakキャピタル株式会社より、未行使の第8回新株予約権18,152個については、平成28年3月14日、発行価額である174円と同額により買い取るとともに、消却いたします。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	8,620 円	9,090 円	216 円
高 値	13,480 円	21,500 円	835 円
安 値	4,700 円	7,450 円	154 円
終 値	8,770 円	21,800 円	318 円

（注）当社は、平成26年1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

② 最近6か月間の状況

	平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月（注）
始 値	200 円	202 円	180 円	159 円	135 円	121 円
高 値	255 円	206 円	197 円	165 円	137 円	150 円
安 値	198 円	169 円	141 円	111 円	86 円	117 円
終 値	203 円	178 円	162 円	130 円	122 円	134 円

（注）「平成28年3月」欄につきましては、平成28年3月1日から平成28年3月10日までの期間の数値を記載しております。

(4) 発行決議日前取引日における株価

	平成28年3月10日
始 値	135 円
高 値	138 円
安 値	131 円
終 値	134 円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成26年3月27日
調達資金の額	250,007,100円(差引手取概算額 235,882,100円)
発行価額	1株につき14,100円
募集時における発行済株式数	6,523,700株
当該募集による発行株式数	1,773,100株
募集後における発行済株式総数	8,296,800株
割当先	O a kキャピタル株式会社
発行時における当初の資金使途	i 旅行事業・決済代行事業の運転資金 ii 旅行事業の投資資金 iii 決済代行事業の投資資金 iv 借入金の返済 v メディカル関連サービス事業の投資資金
発行時における支出予定時期	i 平成26年3月～平成27年3月 ii 平成26年10月～平成26年12月 iii 平成26年10月～平成26年12月 iv 平成26年3月～平成27年1月 v 平成27年1月～平成27年12月

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、当社は、平成26年1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っており、株式分割による調整後の株式数に換算しております。

・第三者割当による第6回新株予約権

割当日	平成26年3月27日
発行新株予約権数	10,639個
発行価額	新株予約権1個につき711円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	757,613,829円(差引手取概算額 732,988,829円) (内訳) 新株予約権発行分 7,564,329円 新株予約権行使分 750,049,500円
割当先	O a k キャピタル株式会社
募集時における 発行済株式数	6,523,700株
当該募集による 潜在株式数	行使価額(141円)における潜在株式数:5,319,500株
現時点における 行使状況	全て行使されております。
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	757,613,829円
発行時における 資金使途	i 旅行事業・決済代行事業の運転資金 ii 旅行事業の投資資金 iii 決済代行事業の投資資金 iv 借入金の返済 v メディカル関連サービス事業の投資資金
発行時における 支出予定時期	i 平成26年3月～平成27年3月 ii 平成26年10月～平成26年12月 iii 平成26年10月～平成26年12月 iv 平成26年3月～平成27年1月 v 平成27年1月～平成27年12月

(注) 当社は、平成26年1月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。

- ・上記、第三者割当増資及び第三者割当による第6回新株予約権の当初の資金使途と支出予定時期、並びに現時点における充当状況は以下のとおりになります。

(1) 調達した資金の当初の資金使途、支出予定時期

具体的な使途	金額	支出予定時期
i. 旅行事業・決済代行事業の運転資金	111百万円	平成26年3月～平成27年3月
ii. 旅行事業の投資資金	96百万円	平成26年10月～平成26年12月
iii. 決済代行事業の投資資金	100百万円	平成26年10月～平成26年12月
iv. 借入金の返済	181百万円	平成26年3月～平成27年1月
v. メディカル関連サービス事業の投資資金	480百万円	平成27年1月～平成27年12月
合計	968百万円	

(2) 平成27年5月27日付『平成26年3月27日付「第三者割当による新株式及び第6回新株予約権」に係る資金の用途変更に関するお知らせ』による資金用途及び支出予定時期の変更後における調達した資金の充当状況（実績）

具体的な用途	充当金額	支出時期
i. 旅行事業・決済代行業の運転資金	60 百万円	平成 26 年 3 月～平成 27 年 3 月
ii. 旅行事業の投資資金	12 百万円	平成 27 年 3 月
iii. 決済代行業の投資資金	—	
iv. 借入金の返済	181 百万円	平成 26 年 3 月
v. メディカル関連サービス事業の投資資金	—	
vi. 「iv. 借入金の返済」の付随費用	7 百万円	平成 26 年 3 月
vii. コンサルティング事業の運転資金	11 百万円	平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月
viii. 株式会社フォーメンバーズへの投資資金	23 百万円	平成 26 年 7 月
ix. 株式会社 PATH マーケット設立資金	40 百万円	平成 26 年 12 月
x. 株式会社 gift への投資資金	46 百万円	平成 26 年 12 月
xi. 株式会社 gift の運転資金	35 百万円	平成 27 年 1 月
合計	415 百万円	

「平成28年3月10日付「平成26年3月27日付「第三者割当による新株式及び第6回新株予約権」に係る資金の用途再変更に関するお知らせ」を参照。」

具体的な用途	変更後の 充当予定額	行使充当額	支出時期
i. 旅行事業の投資資金（注1）	84 百万円	—	未充当
ii. 決済代行業のシステム構築・改修資金（注1）	10 百万円	—	未充当
iii. 旅行事業のシステム構築・改修資金（注1）	15 百万円	—	未充当
iv. オフィス移転資金（注2）	12 百万円	12 百万円	平成 27 年 10 月 ～平成 27 年 12 月
v. メディア事業のシステム構築・改修資金（注3）	60 百万円	60 百万円	平成 27 年 10 月
vi. コンサル事業・決済代行業・旅行事業・メディア事業の運転資金	332 百万円	441 百万円	平成 27 年 7 月～12 月
vii. 健康食品事業への投資資金（注4）	40 百万円	40 百万円	平成 27 年 8 月
合計	553 百万円	553 百万円	

（注1）viの運転資金に充当いたしました。

（注2）子会社パス・トラベルの京都オフィスの移転を平成27年9月に、当社の増床を平成27年12月にそれぞれ実施いたしました。

（注3）子会社giftにおきまして「Project DRESS」のリニューアルを平成27年9月に実施いたしました。

（注4）健康食品を扱っている子会社マードゥレックスの取得費用に充当いたしました。

・第三者割当による第8回新株予約権

(1) 調達した資金の資金使途、支出予定時期

割当日	平成27年6月12日
発行新株予約権数	52,448個
発行価額	新株予約権1個につき174円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,509,138,752円(差引手取概算額 1,490,288,752円) (内訳) 新株予約権発行分 9,125,952円 新株予約権行使分 1,500,012,800円
割当先	O a k キャピタル株式会社
募集時における 発行済株式数	11,633,800株
当該募集による 潜在株式数	行使価額(286円)における潜在株式数:5,244,800株
現時点における 行使状況	行使済株式数3,429,600株 (残新株予約権数18,152個。行使価額286円)
現時点における 調達した資金の額	989,991,552円
発行時における 資金使途	i-1 TVショッピング、eコマース、ダイレクトマーケティングなど通信 販売事業への投資資金 i-2 上記i-1に係る運転資金 ii-1 ライフスタイル商材、化粧品、美容健康食品の企画開発事業におけ る投資・運転資金 ii-2 上記ii-1に係る運転資金 iii-1 Webメディア・出版事業への投資・運転資金 iii-2 上記iii-1に係る運転資金
発行時における 支出予定時期	i-1 平成27年6月～平成27年12月 i-2 平成27年6月～平成28年12月 ii-1 平成27年6月～平成27年12月 ii-2 平成27年6月～平成28年12月 iii-1 平成27年6月～平成28年3月 iii-2 平成27年6月～平成29年3月

(2) 調達した資金の充当状況 (実績)

具体的な使途	当初の充当 予定額 (注 1)	変更後の充当 予定額 (注 2)	行使充当額	詳細
i-1 TVショッピング、eコマース、ダイレクトマーケティングなど通信販売事業への投資資金	600 百万円	680 百万円	640 百万円 (注4)	株式会社マードウレクス (以下「マードウレクス社」といいます。) への投資 - 株式譲受の対価: 330 百万円 - 社債引受の払込金: 350 百万円
i-2 上記 i-1 に係る運転資金	90 百万円	70 百万円	—	未充当 (注3)
ii-1 ライフスタイル商材、化粧品、美容健康食品の企画開発事業における投資・運転資金	400 百万円	350 百万円	350 百万円	株式会社ジヴェアスタジオへの投資 - 新株式引受の払込金: 130 百万円 - 社債引受の払込金: 220 百万円 差額 50 百万円はマードウレクス社への投資資金に充当
ii-2 上記 ii-1 に係る運転資金	100 百万円	90 百万円	—	未充当 (注3)
iii-1 Web メディア・出版事業への投資・運転資金	200 百万円	—	—	未充当 (注3)
iii-2 上記 iii-1 に係る運転資金	100 百万円	—	—	未充当 (注3)
合計	1,490 百万円	1,190 百万円	990 百万円	—

(注1) 当初の充当予定額は、平成27年5月27日付「第三者割当による第8回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載の資金使途であります。

(注2) 変更後の充当予定額は、平成27年7月24日付「株式の取得(子会社化)及び当該株式取得の一部対価としての第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」において記載しましたとおり、第8回新株予約権の発行及び行使によるマードウレクス社とジヴェアスタジオ社の投資資金として充当する予定であった調達資金の合計1,000百万円(上記i-1及びii-1)のみでは不足することとなったため、充当予定額を変更した上で、当社は、ジークス社に対し、マードウレクス社株式譲受の対価の一部として当社の自己株式を処分することといたしました。また、両社の企業価値も勘案した結果、ジヴェアスタジオ社への投資資金に充当することを予定していた資金の一部等を、マードウレクス社への投資資金に充当することといたしました。また、i-2及びii-2につきましては、未充当となっております。

(注3) 本日「第8回新株予約権の取得及び消却のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、Oakキャピタル株式会社より、未行使の第8回新株予約権18,152個については、平成28年3月14日、発行価額である174円と同額により買い取るとともに、消却いたします。

(注4) 不足分に関しては第6回新株予約権の使途のうち40百万円を充当いたしております。

・第三者割当による自己株式処分について

払込期日	平成 27 年 8 月 10 日
調達資金の額	現物出資による自己株式処分のため該当なし。
発行価額	1 株につき 金 400 円
募集時における発行済株式数	11, 633, 800 株
当該募集による処分株式数	646, 000 株
募集後における発行済株式総数	11, 633, 800 株（自己株式処分のため増加株式数なし。）
割当先	株式会社ジークス
発行時における当初の資金使途	現物出資による自己株式処分のため該当なし。
発行時における支出予定時期	現物出資による自己株式処分のため該当なし。
現時点における充当状況	現物出資による自己株式処分のため該当なし。

(別紙)

パス株式会社  
第9回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 パス株式会社第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金9,514,985円
3. 申込期日 平成28年3月28日
4. 割当日及び払込期日 平成28年3月28日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOak Capital株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は11,194,100株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 111,941個（新株予約権1個につき目的となる株式数は100株）
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金85円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金134円とする。但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）



調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適

用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間  
平成28年3月28日から平成30年3月27日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由  
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第9項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第10項によって調整された場合は調整後の行使価額とする。）の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金85円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所  
パス株式会社 管理本部
19. 払込取扱場所  
株式会社みずほ銀行 神谷町支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い  
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
  - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

- ④新株予約権を行使することのできる期間  
第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第 16 項に準じて決定する。
- ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
- ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件  
第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役 CEO に一任する。

以上